

令和4年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【角田区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>まずは、この場をお借りいたしまして、常日頃から、多大なるご理解・ご協力を賜っています道路課の皆様方に厚く御礼申し上げます。</p> <p>地域柄、木がうっそうと生い茂って道路に覆いかぶさり、交通の障害、防犯上の問題等々により、伐採等を町にご相談申し上げますこと度々でございます。</p> <p>が、回答は「私有地のため手が出せません」との回答で終わります。そこで、法律上はどのような解釈になっているのか、お尋ねいたします。</p> <p>【問1】 Aさんの土地とBさんの土地が隣接していて、Aさんの土地には柿木が植えてあり、その柿木の枝が、Bさんの土地の上空に、はみ出し、はみ出した枝の先に柿がいい具合に熟しています。Bさんは、その柿を取って食べても差し支えありませんか。Bさんは、はみ出した枝を切っても差し支えありませんか。</p> <p>【問2】 その柿が、風にあおられてBさんの土地に落ちました。Bさんは、その柿を拾って食べても差し支えありませんか。</p> <p>【問3】 Bさんの土地に落ちた柿が地面の傾斜により、転がってAさんの土地に入りました。Bさんは、その柿を拾って食べても差し支えありませんか。</p>	総務課	<p>町の「法律相談」を担当している弁護士に確認したところ、上空からはみ出した枝や生っている果実は、当該の木が生えている土地の所有者の所有物であり、果実については木から落下した後も、落下場所やその後の移動先に関わらず同様であるということでした。このことから、問1～3の全てについて、「Aさんの許可無く行うことはできない」ということになります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
2	<p>角田八幡神社裏の宮坂ですが、県道の宮下商店のところから入り、坂を上りながら左に大きくカーブします。</p> <p>カーブした所の右側の法面から湧水が流れ落ちていて、下に置いてある桶に溜まり、溢れた水が側溝に流れ落ちます。</p> <p>この水は誰が使っても構いませんが、水を無造作に汲み取る等により、坂道に流れ出ます。道路が坂になっているため、量が多いと、いい具合に道路一面に水が広がります。</p> <p>濡れた坂道で、ちょうどカーブになっているというとても危険な路面状況となります。濡れているだけでも危険を孕みますが、これから寒くなることから、凍結も心配される場所です。先日は、外国人の方が車を洗っていたとのこと。文化の違いと思われるかもしれませんが、少々やり過ぎのように思われます。</p> <p>そこで、ご相談でございますが、水を使って頂くのは一向に構いませんが、道路に水が流れ出してしまうのは危険であることを注意喚起するような「立て看板」を設置して頂く訳には参りませんかでしょうか。</p>	道路課	注意喚起のポスターを作製し、水場に設置します。

No.	意見・要望	担当課	回答
3	<p>下箕輪の水道みち、水道坂についてですが、制限速度30kmです。たまに利用させて頂いていますが、必ずアオられ、恐怖におびえ、そして必ず追い抜かれ、あっという間に遙か前方に走り去ります。ルールを守って走るのに、相当な勇気を要し、且つ、嫌な思いをして走らなければならない、たぐいまれな道路です。</p> <p>ルールを守って走っている者が、いやな思いをし、否定されるような、非常に走りづらい道路では困ります。あくまでも制限速度30kmというのであればもっと厳格にスピード違反に対する取り締まりを行うべきです。また、制限速度40kmに変更するのも一案です。確かにあの直線道路を、あの直線の下り坂を30kmで走るのは至難の業です。無理がありません。一般的な40kmにするのも宜しいかと思えます。</p>	住民課	<p>速度超過およびあおり運転の取り締まりの強化については、引き続き厚木警察署へ要望を続けてまいります。</p> <p>また、町では令和4年8月に、箕輪耕地の水道みち4箇所「速度おとせ」の道路標示を設置しております。</p> <p>なお、規制速度の決定については、神奈川県公安委員会で行っています。厚木警察署に確認したところ、規制速度の基準については、道路種別（幹線道路・生活道路）や道路幅員、歩道の有無などに基づき、安全な通行ができる速度として決定しており、下箕輪の水道みち、水道坂の規制速度についても、この基準により30km/hと決定したということです。</p>
4	<p>愛川町高峰浄水場から下之街道（県道相模原愛川線）へ繋がる「おきの坂」は、「幅員が狭い」「急勾配」「急カーブ」が続く坂道です。</p> <p>特にワサビ田が見える箇所のカーブは、欄干に接触する車両や立ち往生する車両も見受けられます。高峰浄水場側、下之街道側には、「道路幅員狭し 大型車通行不可」の立て看板が設置されていますが、これらとともに例えば「急勾配 急カーブあり 大型車通行困難 迂回してください」等の看板を設置していただき、改めて通行車両に対し注意喚起をお願いします。</p>	住民課	<p>当該箇所に「急勾配・急カーブ注意!」と記載した啓発看板を、令和5年1月中旬までに設置します。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	<p>戸倉町内会の区域に産業廃棄物を保管する土木業者がいる。日々、持ち込みを行い、産業廃棄物の量の増大、大型ダンプトラックの侵入等、日々、町内会会員に不安が増している。片付ける気配もなく、町としての指導はできないのか。</p>	<p>環境課</p>	<p>産業廃棄物処理業に関する事務は、廃棄物処理法において、業の許可・指導等を含め当該地を管轄する都道府県が行うことと定められておりますことから、県へ情報提供し、指導を依頼いたしますので、詳細等を環境課へご相談いただければと存じます。</p>